

倉敷管弦楽団 臨時団員総会 会議次第（案）

2024年 月 日

♪ 倉敷管弦楽団 ♪

1 開 会

2 議 事

- (1) 審議事項 議第1号 倉敷管弦楽団50周年記念祝賀会実行委員会設置規程（団員総会申し合わせ）の制定について

議第2号 倉敷管弦楽団称号贈呈規程（団員総会申し合わせ）及び称号の贈呈について（運用の目安）（団員総会申し合わせ）の制定について

3 閉 会

~~~~~

### 【議第1号】倉敷管弦楽団50周年記念祝賀会実行委員会設置規程（団員総会申し合わせ）の制定について

#### 【提案の趣旨】

倉敷管弦楽団創立50周年の節目にあたり、長年にわたり楽団を牽引し発展に貢献した団員を感謝の気持ちを込めて表彰するとともに、すべての団員が改めて「歴史ある倉管への誇り」や「地域の音楽文化の担い手としての自覚」を共有し、今後益々の楽団の発展に向け決意を表明する場とするため、倉敷管弦楽団創立50周年記念祝賀会を開催するにあたり、祝賀会を遺漏なく開催するため、楽団内に「倉敷管弦楽団50周年記念祝賀会実行委員会」を設置するもの。

#### 【規程案の概要】＜規程案は別添のとおり＞

- ・倉敷管弦楽団創立50周年の節目にあたり、長年にわたり楽団を牽引し発展に貢献した団員を表彰するとともに、50年をともに振り返ることで、すべての団員が改めて「倉管への誇り」を感じ、また「地域の音楽文化振興の担い手」であることを再認識し、今後益々の楽団の発展に向け決意を表明する場とするため、倉敷管弦楽団創立50周年記念祝賀会（以下「祝賀会」という。）を開催する。
- ・祝賀会を遺漏なく開催するため、本楽団に倉敷管弦楽団50周年記念祝賀会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。
- ・実行委員会は、上記の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 祝賀会の企画、準備及び運営に関すること。
  - (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
  - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。
- ・上記の業務を行うため、実行委員会に実行委員を置く。
- ・実行委員は、団長が任免する。

- ・実行委員の任期は、実行委員会を解散するまでとする。
- ・実行委員会に次の役員を置く。
  - (1) 委員長
  - (2) 副委員長
- ・委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- ・委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- ・副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- ・委員は、委員会の定めるところにより、委員会の業務を担当する。
- ・実行委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、主宰する。
- ・会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- ・会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ・委員長は、会議を開催するいとまのないときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができる。
- ・実行委員会に関する経費は、楽団が負担する。
- ・委員長は、上記の経費の支出にあたっては、その使途、金額、支払先等について団長の承認を得なければならない。
- ・実行委員会は、業務が完了したときは、解散する。
- ・この規程の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。
- ・この規程は、団員総会で可決された日から施行する。
- ・この規程は、令和6年12月31日限りその効力を失う。

#### 【参考】

#### 1 祝賀会のイメージ（詳細は実行委員会で検討）

- (1) 開会：司会者による開会宣言で祝賀会を開始
- (2) 祝辞：来賓（倉敷市長を想定）による祝辞
- (3) 表彰：長年にわたり楽団を牽引し発展に貢献した団員を表彰
- (4) 乾杯：インスペクター／コンサートマスターによる乾杯
- (5) 歓談・食事
- (6) 余興：団員による演奏等
- (7) 歓談・食事
- (8) 閉会：団長による閉会挨拶～司会者による閉会宣言で祝賀会を閉会

#### 2 祝賀会の会場（詳細は実行委員会で検討）

来賓を招待する想定であることから、それなりに品格のある会場を選定する。

例) 倉敷国際ホテル、倉敷アイビスクエア等

祝賀会は会費制を想定、来賓の会費相当額や設備使用料等不足分を楽団で負担か。

#### 3 表彰等（詳細は実行委員会で検討）

長年にわたり楽団を牽引し発展に貢献した団員を感謝の気持ちを込めて表彰するとともに、特に功績の顕著な団員に称号を贈呈し、顕彰する。

**【議第2号】倉敷管弦楽団称号贈呈規程（団員総会申し合わせ）及び称号の贈呈について（運用の目安）（団員総会申し合わせ）の制定について**

**【提案の趣旨】**

卓越した演奏技術又は管理能力により本楽団を牽引してきた者に対し称号を贈り、これを顕彰することができるようにするため、その根拠となる規程を団員総会申し合わせとして制定するもの。  
併せて、その運用の目安についても同様に制定するもの。

**【規程案の概要】＜規程案等は別添のとおり＞**

- ・この規程は、卓越した演奏技術又は管理能力により本楽団を牽引してきた者に対し称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。
- ・称号は、本楽団の団員、過去に本楽団に在籍していた者又は本楽団で客演経験等のある者で、卓越した演奏技術又は管理能力により本楽団を牽引してきた功績のあるものに対し、贈ることができる。
- ・称号を贈られる者及び称号の名称は、団長が団員総会の議決を経て選定する。
- ・団長は、上記により選定した者に対し、選定した称号を贈るとともに、記念品を贈ることができる。
- ・上記により称号を贈られた者は、本楽団の要請により演奏会等において指揮者又は奏者を務め、又は本楽団の活動に助言することができる。
- ・この規程により贈られる称号には、本楽団の運営に関する権能は伴わない。
- ・この規程の施行に関し必要な事項は、団長が別に定める。
- ・この規程は、団員総会で可決された日から施行する。